

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十七号）（建築安全課）

一 趣旨

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、特別特定建築物に関する規定の整備を行うための改正

二 内容

(一) 小規模建築物の改正に対する規定の整理

(二) 文言整理

三 施行期日

二(一) 令和三年十月一日

二(二) 令和三年四月一日